

# 日本史教育における「荘園」制学習の考察

梅野 正信 (一・二・三・四) 川野 恭司 (五・六・七)

(1989年10月16日 受理)

A Study on the Japanese "Manor System" in the Historical Education.

Masanobu UMENO Kyouji KAWANO

## 一. 問題の所在

本論は、歴史教育実践の実際において、現在その取り扱いが困難とされる題材のなかからテーマを設定し、何らかの授業改革案を具体的な形で提案しようとする共同研究の試みである。

周知の如く、これまでも、歴史教育の個々の題材について、教育・研究双方の領域より数多くの提案がなされてきた。しかしながら、その多くは、歴史研究の成果を、歴史教育の側が整理・活用する傾向に偏り、提案を受ける側のみならず、ともすれば提案する側でさえも、実質的には研究成果に対して「受け身」の姿勢をとる場合がしばしば見受けられたようである。

そこで本論は、むしろ、一時間の授業を成立させ、授業に子どもたちを引き入れていく視点から、すなわち、歴史教育実践に支軸を据えた上で、歴史研究の成果、歴史教育の方法・内容を再吟味していこうと考えている。

このような視点からの提案があってはじめて、教育実践者による、活発で実効的な授業改革の論議がなされ易いと思われるし、他方、歴史研究の側にとっても、より実効的な示唆を加えることができるのではないかと思われる。

上述の趣旨に沿って、今回は「荘園制」の学習を考察対象として取り上げてみたい。

この題材が、本論冒頭で述べた如く、「取り扱い困難」な歴史教育の授業テーマであることは、比較的多くの歴史教育者にとって了承可能であると思われる。

上記のような理解の上に立つと、つぎの二点について整理しておくことが、その具体的授業内容の検討に先立って必要であろう。この二点は相互に関連性を有するものである。一つは、1970年代以降、この代の「扱い難」さを論じてきた歴史教育実践をめぐる歴史であり、いま一つは、1989年3月に官報告示された『中学校学習指導要領』で、ついに「荘園」の学習指示が消滅してしまった事実と、これに至る経緯である。

## 二. 学習指導要領における荘園制学習の「系譜」と「消滅」

学習指導要領において、戦後、荘園制について具体的な指示が記されたのは、1951年度改訂版においてである。ここでは、平安時代の最後で、重要語句として「荘園」の歴史的理解を求め、鎌倉に入って「守護と地頭と荘民の登場する脚本を書き劇化しよう」などの学習活動例が示されていたり、高校では、荘園制の発展と貴族、武士の勢力変化との関係を学習するようにとされている。

この後1955年度第二次改訂では、荘園学習を含む中世社会を「民衆の動き」(中学)と合わせて学習し、「単に上層部における政治的対立にとらわれること」(高校)にならない旨が特記された。

1951, 1955年度版にみられる上記のような解説は、しかしながら次第に簡略化されていき、1977年度版にいたっては「荘園の発達に触れながら、律令政治の変化のあらましを理解」させる、との記述がなされるにすぎず、1989年度には「土地制度の変化などに関する細かい史実には深入りせず」との説明のもとに、ついに「荘園」の語句が削除されてしまうことになった。

このような経緯にもかかわらず、戦後の学習指導要領に示された荘園学習は、少くとも、今回の改訂を除いては、この学習を通して、律令体制の変質・崩壊のプロセスを把握し、しかも、貴族、武士の対立抗争に偏りがちなこの時期の学習を、民衆の生活に引き寄せて学ぶことのできる重要な位置を占めていたことが読みとれる。

したがって、たとえ「土地制度」や「細かい史実」にこだわることを避け、「荘園」の文字が学習指導要領から消えたとしても、律令体制の崩壊と封建制度の確立、発展のプロセスを、民衆の生活に即して学習する「場」は、引き続き保証されることが必要であるだろうと思われる。

本論は、今回の改訂が、古代から中世への移行期を、「地域」と「民衆」の視点から教えることを、いささかも否定するものではないとの理解に立って、以下の論考をすすめていきたい。

他方、今回の改訂については、歴史教育の側からの、次のような率直な自省の語も聞かれている。それは、教育実践の実際において、「「荘園」の「教えづらさ」「わかりにくさ」を克服してこなかった歴史教育者と、その声に真剣に耳を傾けてこなかった歴史研究者にも責任の一端がある。」というものである。この見解は、高等学校で歴史教育実践にたずさわる鈴木哲雄氏によるものであるが<sup>(1)</sup>、氏は続けて、今回の学習指導要領からの「荘園」の欠落が、上記の如き、歴史教育・研究の側の否定的実態によるものであると指摘している。

このような、歴史教育の側からの発言と、前述した、学習指導要領における改訂の動向とを重ね合わせたとき、とりあえずは、戦後の歴史研究、教育間の「荘園」学習に関する建設的な共同研究の成果をふまつつも、一体、何処に問題があって、これらの成果が「地域」と「民衆」に視座を据えた「荘園」学習へ接続させ得なかったのか、という素朴な疑問に突き当たることになる。

以下、この点について検討を加えてみたい。

### 三. 教えづらい「荘園」学習の構造と課題

「荘園」制学習の困難性については、具体的には、おおよそその三点に集約されよう。

第一に、荘園制研究の成果を歴史教育の実際に活用する際、研究内容の全体を理解する作業自体が、教育者にとっては、決して容易な作業とはいえない、という側面がある。

この点については、1970年代以降多くの提言がなされてきた。中でも小山靖憲氏は、1980年代に入って、いまだ「自墾地系」「寄進地系」という分類、その用語解説的授業で事足りりとする荘園学習の実態を批判したが、その上で小山氏は、8世紀後半から9世紀にかけての「初期荘園」、10世紀から11世紀にかけての「免田・寄人型荘園」、11世紀中期以降の「領域型荘園」に分類し、それぞれに、道守荘開田図、池田荘、柿田荘絵図を典型資料として紹介し、新しい荘園制学習の内容と方法を提案した<sup>(2)</sup>。

小山提案は、以後、荘園制学習を指導する手がかりとして良く援用されていく程の影響を与えたが、反面、荘園制学習が、用語と資料の解説、理解を中心に語られる傾向は残されたままとなってしまった<sup>(3)</sup>。

第二に、上記の成果をふまえた上でのことだが、荘園制に関する、教科書を含めた教材資料の中に、最新の研究成果が、必ずしも十分に反映されていない、という指摘が多くなされている。

1976年、河野通明氏は、院政期以降、中世を通して存在する社会制度として理解されるべき荘園が、教科書叙述の上からは、あたかも平安期特有の体制として学習されかねないと、その矛盾を指摘したが<sup>(4)</sup>、最近では、先の鈴木氏が、同様の視点から詳細な分析を試み、その中で「中世が荘園制(荘園公領制)という社会のしくみ」を持つことが通説化しているにもかかわらず、「摂関政治」の次に「荘園の発達」を取り上げ、「発達のみでなく完成まで語られてしま」い、正確な荘園理解が阻害されているとした。ここから氏は独自に、高校日本史についてではあるが、田堵の成長、荘園整理令などの学習を摂関政治の前に置き、中世に入ってすぐ荘園公領制の成立を、次いで鎌倉幕府成立の後に、荘園公領制下での農村の様子や、大田文などについて取り扱うことを提案している<sup>(5)</sup>。

最後に、第三番目の「困難」さとして、たとえ研究成果を正しく反映したとしても、それだけでは、一時間の授業が、意欲的で生き生きとしたものになるわけではない、という教育実践の実際上の問題である。

これまで、「荘園」制をめぐる学習が、一時間の授業の中で、子どもたちにとっては「荘園や名の成立と展開、構造が複雑」で、「難解な用語が多」く、「身近な存在としての実感的な理解」を持ちにくい、との指摘は、多くなされてきている<sup>(6)</sup>。

以上、荘園制の学習をめぐる「困難」さについて整理した三つの側面について、その一点目と二点目については、問題点の概観と改革の方向性は、少なくとも歴史教育の領域においては一定の共通認識が出来つつあるように思われる。そして、「荘園」制に関する学習の困難さは、既に、いかに

して一時間の授業を成立させるか、という側面に、その重心を移行させているのである。だとすれば問題は、上述の様な状況下でありながら荘園制学習への提案の多くが、いまだに、研究成果の解説、教科書構成の矛盾、典型史・資料の紹介に集中している点にあるものと思われる。

本論では、むしろ第三番目の視点から、これを授業技術の問題として軽視すること無く、実際の授業を意欲的に成立させるための、研究成果の活用、史・資料の教材化について考えてみたい。

この視点については、授業を成立させ難くしている要因として、先に「難解さ」と、「身近」で「実感的」なものとなりにくいという点を紹介したが、このような状況の克服を目指して試みられた授業実践の記録として、中尾慶治郎氏の「新見庄の教材化」、藤井和寿氏の「埋もれた中世の町「草戸千軒」を教える」などをあげることは可能である<sup>(7)</sup>。

しかしながら、上記実践のように、どの学校、どの子どもたちに対しても、その地域に、かつて荘園があり、守護や地頭や荘民が生き、死んだのだという「身近さ」や「実感」を生かせる場が用意されているとは限らない。否、むしろ、自分の地域、校区には、教材資料となりそうな、具体的、魅力的で、それでいて理解の容易な文献、絵図など存在しない所が多いのではないだろうか。

また、最近では、「一遍聖絵」「今昔物語」などの、絵図、絵巻物、物語などの活用が提案されるようになってきたが、これも又、今後、具体的に、一時間の授業の中での形態を検討していくことが求められている。

以下、荘園制の学習にあたって、地域的な特色のある史・資料、および絵図の無い状態を前提とした、「身近」で「実感的」な授業および教材を考察してみたい。そのために本論は、主に「荘園制と地名」および「荘園に生き、たたかう人々」の二点から教材資料の作成を試み、その上で「授業」の実際を示し<sup>(8)</sup>、最後に課題を整理する心づもりである。

#### 四. 荘園制をめぐる地名の教材化

地名は、子どもたちの「身近」に存在する社会科教育の資料・素材であり、その有効性についても、これまで谷川彰英氏<sup>(9)</sup>をはじめとする多くの研究者、教育者によって指摘されてきた。

また、荘園制と地名との関係についても、石井進氏は、「庄」「郷」「別府」などの地名や、「庄司」などの人名から荘園学習に近づくことを示唆しているし<sup>(10)</sup>、網野善彦氏も、「名と地名」について、とくに「西国には、名の名前をそのまま伝える地名が非常に多い」ことを指摘している<sup>(11)</sup>。

言うまでもなく、荘園制の学習に際しては、中軸となるべき荘園の体制としての概括的理解が必要とされようし、鹿児島県に限ってみても、島津荘の成立と発展、建久凶田帳を活用した荘園の実態、頼朝による惟宗忠久への地頭任命、渋谷重門置文に代表される「入来院文書」、下地中分を示す「日置北郷中分絵図」等々、これらの史・資料の系列的な学習は不可欠であるだろう。

その上で、ここでは、石井氏や網野氏の提案を、何らかの形で、子供達の前に提示できるように考えてみたい。

## (a) 地図帳の活用

一時間の授業, しかも子どもたちと共に, という視点から「地名」を活用するには, その「地名」が, 誰の目にも確認できるものでなくてはならない。いくら教師が口頭で「……のような地名がある (あった)」と説明しても, それは説明に過ぎず, 「身近」な教材となり得ない。また, 同様に, 地域の「地名」で, たとえ歴史的な背景を語ることでできるものであっても, その地名を現在使っている, 少なくとも親や祖父母の時代までは使われていたものでなくては, これもまた「身近」な教材とはなり難いものと思われる。

そこで第一に, 子どもたちが皆所持しているであろう「地図帳」の活用を提案したい。地理の授業で持たせる地図帳 (中学生用) は, おそらくは, 歴史の授業で利用する機会, 意外と少ないのではないだろうか。

今, 現在を表示している「地図帳」にも, 結構, 歴史的情報が盛り込まれているものである。できれば5万分の1程度の地図が使えると良いのだが, 子どもたちが全員持っているという側面を優先したい。

この「地図帳」は, 多くは50万分の1だが, それでも, たとえば荘園制の「荘」「庄」が付く地名として, 荘内 (大分), 米良荘 (宮崎), 庄内 (福岡), 御荘 (愛媛), 土庄 (香川), 里庄 (岡山), 黒田庄 (兵庫), 新庄 (奈良), 庄内 (静岡), 新庄 (山形), 庄内・本荘 (秋田) などを見出すことができる。

これらの地名を, 授業のはじめに, 子どもたちに探させても良いし, 教師の側から, それぞれの歴史的由来を, その都度答えていけば, 授業の流れに弾みがつくものと思われる。歴史的背景については, 現在全国各県版の地名辞典シリーズが刊行されており, 子どもたちに調べさせても良いだろう<sup>(12)</sup>。

この他にも, 「名」「郷」「院」「別府」などの地名について, 同様の試みが可能である。

## (b) 鹿児島県の地名と社会科教育

鹿児島県には, 「荘」という地名が今も大字として残っている。そればかりか荘小学校, 荘中学校, などが在り, 子どもたちにとっても親近感を持ち易いものと思われる。ここは現在高尾野町内に位置するが, 地名としては出水市の飛地の形をとっている。

「荘」は, 鎌倉時代から室町時代にかけて記録に見える「老松 (生松) 荘」の名残りであるが, ここは太宰府別当寺であった安楽寺が領有する荘園であった。安楽寺の荘園は, 建久凶田帳 (1197・建久8年) によると, 薩摩国の寺社領655町 (全体の16.3%) のうち154町4段を占めていたが, この「老松荘」は, このうち24町4段をであったと記されている。

「神田」という地名は, 現在は鹿児島市の電停としてしか残っていないが, 鎌倉時代, 大隅国を島津荘と二分していた荘園領主大隅正八幡宮の別社, 荒田八幡宮が領有していた土地である。荒田八幡宮は現地に移転する前は, 現県立甲南高校の地にあったというし, 神田は, 現鹿児島大学農学部付近を指していたということである。

この他にも「名」「別府」や「春日」などの荘園制関連地名を、授業で取りあつかうことができる。

「名」は、律令制の変質、崩壊を学ぶ際に、その成立を説明するが、この「名」による年貢・公事負担者としての有力農民（名主）が実効支配する土地、すなわち「名田」は荘公を問わずに存在していた。

現在でも、串木野市、野田町、始良町、吾平町には「上名」と「下名」が対になって残っているし、これに吉田町の「本名」を加えて、平安から鎌倉時代以来の地名として確認されている<sup>(13)</sup>。

ほかにも、和田名（鹿児島市）、求名（薩摩町）、下名（大口市）、並名（隼人町）、仙名（東市来町）、浦之名（入喜町・金峰町）、下名（菱刈町）などがあるが、授業で扱う場合には、とりあえず「名」のつく地名一覧を表にして示しても良いし、子どもたちに探させたり、家庭で調査させても良いだろう。

この際、「荘」「庄」のつく地名と同様、歴史的背景が十分に整理・分類されていない、または、それがはたして、今、子供たちに教える題材と一致しているか否かも十分に吟味していない「地名」までも提示することについては、地名研究の領域から、あるいは種々の疑問が出されるかもしれない。

しかしながら一時間の授業過程の中で、まずもって子どもたちに「地名」を探させる、もしくは一覧表をかかげる、その中から、教師の手によって、子どもたちの目の前で、授業に関連する特定の地名だけを選定し、説明を加えていく作業は、子どもたちの意識を学習テーマに向けさせる上で、決して無駄な作業として切り捨てられたり、軽視されたりするものでは無いと思われる。

他に、同様の例として「別府」のつく地名がある。この地名は、地図（5万分の1）や、小字一覧などによると、鹿児島県内に100箇所以上残っていることになっている。

「別府」とは、当初、太宰府から特別の許可証、「符」を受けて開墾された私墾地を意味したが、この「符」が太宰府や国衙の役人によって濫発されたため、荘園を発達させる契機の一つとなったものである。

最後に「春日」を取り上げてみたい。枕崎市と坊津町の境には「春日」、鹿児島市、串木野市、名瀬市には「春日町」、有明町の「春日免」、東市来町の「春日前」などが、今でも、「地名」として使われている。

それら全てを関連させることは出来ないかもしれないが、この地名からは島津荘と藤原摂関家とのつながりを覗うことができる。

南九州最大の荘園であった島津荘は、藤原氏を「領家」として、その上に春日神社（藤原氏の氏神）が「本家」として支配し、荘務は興福寺（藤原氏の氏神）の別当寺一乗院富山氏に任されていた。

このことから、特に「領家」「本家」が影響力を持った地域には、春日神社が設立され、関連地名が定着したものと思われる。

以上、本節で紹介いた「地名」については、その取り扱い方、活用方法について、必ずしも一定の方向を定めて説明を加えたわけではない。

一時間の導入として、またはトピックとして、テーマ学習として使っても良いだろうし、場合によっては、中世社会全体の学習に際して、その導入として、ランダムに語りかけたり、子どもたちに調査・発表させてみても良いだろう。

取り扱われる実践者の個性と創意によって、どこからでも切り込み、活用されることが望まれる。

(梅野正信)

## 五. 荘園に生き、たたかう人々 — 授業構想と史(資)料の精選 —

ここまで本論は、「荘園」制学習における「困難」さの認識を、研究・教育の領域にまたがる問題点として整理し、これを①研究史理解の「困難」さ、②教材配列の「困難」さ、③授業成立の「困難」さ、に分類しつつ、それぞれに一定の考察を加えてきた。

とりわけ、本論は、上記、授業成立の「困難」さに、何らかの具体的改革案を提起できないものかと考え、実際に、中学校の次期学習指導要領から「荘園」の語句が削除されるという現状の下においても、これが、日本史上、古代から中世への移行過程を、単に政治的な対立、抗争のみに焦点をあてるだけでなく、日々生活を営んでいる人々の生活と結びつけて学習され得る時間として生かしてゆく旨を論述し、その根拠を示してみた。

しかも、この授業は、一方で子供たちに「身近」なものであり、他方で「実感」の持てる時間でなくてはならないのである。

前節(四)においては、「身近」さの一例として「地名」の活用を提案してみた。ここでは、前記「地名」提案を受けて、当時の「荘園に生き、たたかう人々」を「実感」できる史(資)料を、一時間の授業の流れに沿って提示してみたい。ここで取り扱う授業は、実は、1989年6月16日(金)に鹿児島大学教育学部附属中学校1年2組(男子20名、女子20名)で筆者(川野)が実践したものである。まず授業の全体構想と流れを示し、次に具体的な史・資料を提示しつつそれらの意義・使用方法等について若干の考察を加えることにする。

